

公 募 公 告

本事業は、グローバル人材育成に寄与するよう外国人留学生と日本人学生の異なる価値観をもった学生同士が交流できる混在型学生寮の整備を目的としている。

また、民間の資金や経営能力及び技術能力等のノウハウを活用しつつ、施設整備から維持管理・運営までの業務を収益施設による賃料等で賄う独立採算型を軸として事業者が実施することで経費の削減を図ることも目的としている。

については、上記の目的を達成するために当該建物の整備、維持管理及び運営を行い、建物整備の余剰地は定期借地権にて貸し付ける事業者を公募する。

令和8年4月27日

国立大学法人神戸大学

契約担当役 理事 森山 睦

1. 事業概要等

(1) 事業名

神戸大学（本山）学生寮整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

事業者は、既存宿舍の解体後、計画敷地を分筆し、本事業に必要な建物整備・維持管理・運営に係る業務を実施する。また、余剰地については定期借地権にて貸付ける。

(3) 事業場所の概要

国立大学法人神戸大学本山団地構内（詳細は事業予定地配置図のとおり）

（本事業対象敷地面積は、事業契約締結時に確定した面積とする）

(4) 事業期間

本事業のうち学生寮に係る事業期間は、事業契約締結の日から2055年3月までとする。

また、定期借地権設定契約期間は、民間付帯施設の運営期間50年間から70年間までの期間に、民間付帯施設の建設工事期間及び事業期間終了時の解体・撤去工事の期間を加えた範囲とし、事業者の提案によるものとする。

2. 公募要項等説明会

開催日 令和8年5月11日（月）

開催場所 会場及び開催時間については、公募要項による。

参加申込 事前に申し込みを行うこと。（詳細は公募要項を確認すること。）

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこととする。

- ①最近3年間において、固定資産税、法人税、法人事業税（特別税を含む。）、消費税及び地方消費税、市町村民税を完納し、未納がないこと。
- ②会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任していないこと、また、実質的に経営等に関与している団体等ではないこと。
- ④国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程第3条及び第4条に該当しない者であること。
- ⑤国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること（グループでの応募においては、構成員のうち、少なくとも1者が国の競争参加資格を有する者が含まれていること）。
- ⑥参加資格確認申請書等の提出期限から事業者を決定するまでの期間に文部科学省又は本学から取引停止を受けていない者であること。
- ⑦本事業と同種または類似のPPP事業、または延床面積10,000㎡以上の民間開発事業の実績があること。
- ⑧建設構成員に、延床面積3,000㎡以上の建築物の新営工事を行ったPPP事業（官民連携業）の実績、または、一般公共建築で延床面積10,000㎡以上の建築物の新営工

事を行った実績がある者がいること（グループでの応募においては、構成員のうち、少なくとも1者が当該要件を満たしていること）。

⑨複数者による応募の場合、その代表事業者と構成員が、他の応募者として重複参加していないこと。

4. 手続等

(1) 公募要項等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和8年4月27日（月）から令和8年5月13日（水）
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。
- ② 交付場所 〒657-8501
兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1
国立大学法人神戸大学施設部施設企画課施設企画グループ
電話：078-803-5176
FAX：078-803-5099
メール：shis-keiri@office.kobe-u.ac.jp
- ③ 交付方法 本学ホームページよりダウンロードすること。
なお、ダウンロード用パスワードについては、②に示す担当者に電子メールに送付を依頼すること。その件名は、「【関係書類交付希望】神戸大学（本山）学生寮整備事業」とし、本文に会社名、担当者氏名、電話番号を明記すること。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 参加資格確認申請書等の提出期限及び提出場所等

- ① 提出期限 令和8年5月13日（水）17:00まで
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。
- ② 提出場所 上記（1）②に同じ
- ③ 提出書類 ・参加資格確認申請書（様式2）
・添付書類（様式3ほか）
- ④ 提出方法 持参又は郵送のこと。
（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）
なお、電子メール、ファクシミリによるものは受け付けない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

神戸大学（本山）学生寮整備等事業者選定審査委員会において、提出された提案書類に基づき、提案内容の書類評価を実施し、必要に応じて質疑応答を実施した上で、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査基準

別途定めた評価項目及び配点のとおり

(3) 選定結果の通知

令和8年8月中旬に全ての提案者に選考結果を通知する。

(4) その他

- ・契約書作成の要否 要
優先交渉権者と「基本協定」、事業者決定後に「事業契約」及び「定期借地権設定契約」を締結する。
- ・虚偽の内容が記載されている参加資格確認申請書又は提案書は、無効とする。
- ・その他、詳細については上記4.（1）にて配布する書類による。